

いつもお世話になっております。
年の瀬も間近になって参りました。
今年も一年、ありがとうございました。どうぞよいお年をお迎え下さい。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。



～トピックス～

1. 新リース会計基準について
2. 税務カレンダー（2025年1月の税務）
3. インボイス発行事業者が登録を取り消す場合の必要書類とは
4. キャンセルの消費税

新リース会計基準について

◆リース会計基準改正の公表

2024年9月13日、企業会計基準委員会が「リースに関する会計基準」の改正を公表しました。新基準は国際基準との整合性を図り、リース取引を財務諸表により正確に反映するためのものです。

◆新たなルールのポイント

今回の改正では、借手のすべてのリースを資産と負債に計上する「単一の会計処理モデル」を採用します。オペレーティング・リースを含むリース契約を「使用権資産」として資産計上し、リース料の支払い義務を「リース負債」として負債に計上することが求められます。これにより、リースの実態がより透明性を持って財務諸表に示されることとなります。

◆適用日と早期適用について

新基準の適用開始日は2027年4月1日以降に始まる連結会計年度および事業年度からとなります。ただし、2025年4月1日以降に始まる年度からの早期適用も認められています。

◆すべてのリースを財務諸表に計上

新基準では、従来貸借対照表に計上されていなかった

オペレーティング・リースも含め、すべてのリースが計上対象になります。これにより、リース取引の内容が財務諸表により正確に反映され、企業の資産・負債状況が明確に示されます。経営判断の透明性が高まり、財務報告の信頼性が向上する点が新たなルールの特徴です。

◆財務指標への影響に注意

リース負債の計上により、自己資本比率や負債比率などの財務指標に変動が生じる可能性があります。特に中小企業では、信用評価や金融機関との取引条件に影響を及ぼすことが予想されます。そのため、早めにリース契約や資金計画を見直し、新基準適用の影響を把握することが必要です。

◆今後の対応策

適用日までには十分な準備期間はありますが、早めの対応が求められます。まずは現在のリース契約を精査し、新基準に基づく会計処理の対象となるリースを特定しましょう。また、専門家と連携し、財務諸表への影響を最小限に抑える戦略を立てることも有効です。新基準への適切な対応は、企業の財務健全性を維持するために欠かせないものです。

2025年1月の税務

1月10日

●前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）

1月31日

●支払調書の提出

●源泉徴収票の交付

●固定資産税の償却資産に関する申告

●11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

●給与支払報告書の提出

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出（本年最初の給与支払日の前日）

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）（1月中において市町村の条例で定める日）

定額減税で控除しきれない場合には給付金（調整給付）がある場合

定額減税をできないと見込まれる人に対しては、控除できない金額を1万円単位で切り上げて算出する（調整給付金）が支給されます。

対象者の方は市区町村から確認書が届き、書類に記載された手続きを行うことで給付金として減税予定だった金額を受け取ることができます。

インボイス発行事業者が登録を取り消す場合の必要書類とは

インボイス発行事業者が登録を取り消す場合には、どのような書類を提出する必要があるのか疑問になるところです。

個人事業者の場合、死亡や事業廃止と関係なく、インボイス発行事業者の登録を取り消す場合には、適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書を提出する必要があります。

提出日の翌課税期間の初日から登録は失効しますが、翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて提出した場合には、その失効の日は翌々課税期間の初日となります。

また、事業者が死亡した場合には、被相続人がインボイス発行事業者の場合には、適格請求書発行事業者の死亡届出書を提出し、相続人が事業承継を機にインボイス発行事業者の登録を行う場合には、別途「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出が必要です。

被相続人がインボイス発行事業者でない場合には、個人事業者の死亡届出書を提出しますが、被相続人の消費税申告にあたり、付表7を提出した場合には、「個人事業者の死亡届出書」の提出は不要です。

キャンセル料の消費税

新型コロナウイルスの影響等により予約キャンセルが増加した時期に、キャンセル料が消費税の課税対象になるのかと頭を悩ませた方もいるのではないのでしょうか。キャンセル料は、消費税の課税対象か否かがその性質によって変わるため、適切な処理が不可欠です。キャンセル料の消費税処理のポイントを解説します。

◆キャンセル料の2つの性質と消費税

キャンセル料には、主に以下の2つの性質があります。

・解約に伴う事務手数料（課税対象）：解約手続きや事務処理等に対する対価として受け取るキャンセル料です。役務の提供と見なされるため、消費税の課税対象となります。例えば、航空券のキャンセル料のうち、解約時期にかかわらず一定額である場合、事務手数料に該当し、課税されます。

・逸失利益に対する損害賠償金（課税対象外）：キャンセルによって事業者が被るはずだった利益の損失を補填するためのキャンセル料です。

資産の譲渡等の対価には該当しないため、消費税は課税されません。解約時期やサービス内容に応じて金額が変動するキャンセル料がこれに該当します。例えば宿泊施設のキャンセル料で、宿泊日までの期間によって金額が異なる場合などが挙げられます。

◆区分が困難な場合の処理

実務上、キャンセル料は上記2つの性質を併せ持つ場合や、区分が困難なケースも存在します。例えば、ゴルフ場のキャンセル料は両方の要素を含むと考えられます。このような場合、国税庁の指針ではキャンセル料の全額を不課税として処理することが認められています。

◆適切な処理のためのポイント

契約書や約款の新規契約・更新の折にキャンセル料に関する条項をチェックし、事務手数料と損害賠償金の区分を明確に記載すると良いでしょう。

キャンセル料の消費税処理は、その性質によって異なります。適切な処理のためには、キャンセル料の性質を理解し、契約書や会計処理において明確に区分することが重要です。

年末年始休業のお知らせ

恐れ入りますが
令和6年12月28日（土）～令和7年1月5日（日）は
年末年始の休業とさせていただきます。
令和7年1月6日（月）より通常営業いたします。
よろしくお願いいたします。